

定姫（豊姫・淑姫。柳沢保興〔大和郡山藩主〕室）、貢姫（戸沢正令〔出羽新庄藩主〕室）が生れている。丸岡藩有馬家とも、縁組成立に先立ち寛政一〇年（一七九八）一二月、誉純側から申し入れがあり、由緒をもって両敬を引き結ぶことになる。この後文化元年（一八〇四）四月には婚養子願が老中にまで提出され、許可を受け、諸之丞（久呢）が同家に入り、一二月には諸太夫、改名し有馬肥前守と称す。

明姫以外の重豪養女2名の内、今和泉島津家を相続した忠厚と市田盛常娘の間に生まれた於並（立姫）は、文化一三年（一八一六）一二月二日に重豪養女とされ、同一五年に水野忠韶（安房北条、後に上総鶴牧藩主）嫡子忠実と結婚する。また脇坂安董（播磨竜野藩主）と津守直厚養女の子於寿（寿姫）は、文政二年（一八一九）に重豪養女とされ、天保七年（一八三六）に内藤政優（三河挙母藩主）室となる。

重豪の男子では、特に奥平昌高や黒田斉溥は、重豪同様に蘭学に傾倒した大名として知られる。また重豪は、寺社奉行脇坂安董や若年寄有馬誉純、老中水野忠成分家水野忠実の関係を活かし唐物販売権拡大を画策して、文化七年や文政年間（一八一八―一三〇）の成果につなげた点が指摘されている。

三 九代藩主斉宣

斉宣の正室佐竹氏、継室丹羽氏亭姫との間には子女が生れなかった。一方10人を数える側室との間には28人の子女をもうける。大名・公家への縁組では、最終的には本多家（近江膳所藩）、佐土原島津家、阿部家（陸奥白河藩）、松平家（伊予松山藩）、大久保家（相模小田原藩）、斉宣嫡子で一〇代藩主斉興養子としては、有馬家（筑後久留米藩）への縁組（他一人

は婚約のみ）と近衛忠熙・藤中となる郁姫がいた。一方で家臣家に対して一門や大身分への縁組がなされている。

ここでは、島津家における側室の扱いに関して、斉宣に関わる二つの事例を取り上げる。

（一）於八百一件

寛政三年（一七九二）一月六日、鹿児島で斉宣と側室（中臈）於八百（宝鏡院）との間に男子が生れた。幼名憲之助、後の斉興（忠温）である。生母於八百の実父母や素性について、同年五月江戸留守居付役桑山甚助の報告に「御書院御番頭長谷川丹後守殿御組同心佐野善次郎養女嘉代」とある。佐野善次郎はこの春以来御内用で桑山と知人となり、五月一日に桑山に対し、自分が牛込御歩士町居住の御歩士牧野家から御書院組同人佐野勘助家養子となり、勘助実子ながら病身のため家を継がず町医となり甲府で死去した佐野養伯の娘嘉代を引取ったこと、嘉代実母は甲府の町医亀山宗院娘でこれも嘉代出産後煩い死んだこと、実家牧野家・義弟佐野養伯家・亀山家跡は当時絶えていると説明している。

憲之助については、同年二月に斉宣が正室佐竹氏（美栄姫）を迎えたばかりのためか、長子ながら幕府には届け出されず、寛政四年に奥向き内々の取り計らい故「様」文字使用も内分とされている。憲之助は寛政七年月に虎寿丸と改名される。また寛政八年六月八日に正室美栄姫が死去（芳蓮院）したため、一二月二三日、継室丹羽氏（亭姫）との縁組について願書が提出され、翌年四月に婚姻している。

この間、斉興生母於八百について、その素性・実母について先の佐野の説明と異なることが判明した。於八百は鈴木氏（甚五郎勝直）娘嘉代である。はじめ佐野善次郎実子として大奥に奉公しており、寛政四・五

年の生母の訴えで経緯が明らかにされ、同八年二月には一件が整理されて記録所にも関係書類が保管される。

本件は、寛政四年一〇月二〇日、生母鈴木清七妻さん（川崎宿いさこ町百姓六右衛門娘。はじめ鈴木甚五郎との間に娘をもうけ、清七に再嫁）が、寛政二年に佐野善次郎を通じ奥奉公に娘を入れたものの、以後連絡が無く佐野に連絡しても埒があかないため、寛政四年一〇月に江戸留守居付役の桑山甚助を訪ね、対面を願ったことにより明らかとなった。寛政五年正月には、鈴木夫妻は娘が在国故に対面が難しく、当時浪人中故困窮しており、住居や扶持支給を内願している。正月二十九日付の留守居橋口與三次書状で、桑山甚助は公訴沙汰は外聞に関わると心配しつつ、島津家おける女中の扱いを次のように述べている。

右者、外々様二而御召仕女中へ御出生茂御座候得者、宿元へ御扶持方等御見合を以被下置、右女中之儀ハ一生被召置候茂有之、又者金子等被下置永々御暇被遣候御仕向も有之儀ニ御座候へ共、此御方様二而者、已前より外々様御取扱とハ相替、右牀之儀ハ、格別御手厚御取計被仰付候御事ニ御座候得者、外々様御振合二者難申上御座候、桑山は以下対応策として、清七夫婦にはひとまず町御屋敷内に居住させて扶持を支給し、今後のことを取り計らえばよく、佐野善次郎は嘉代を養女と申し立てながら、その後の未熟な対応で今回の面倒を招いたこととは不束故に、善次郎は隠居させるなどの案を示す。於八百実父鈴木甚五郎弟清七は、土井利制（土井）の家来だった伯父の養子として、三河の荊屋に居たが、兄の大病介抱や伯父に実子が生れたため養子を異変し、兄の妻だったぎんに入夫、「極々不勝手者」で嘉代が介抱していた。佐野善次郎の娘が、諸屋敷目見得の際に嘉代と知人となり、奉公に際して世話な

どをしたという。本件は不明のままでは済まされず、厳しく追及されて事実が明らかとされた。善次郎は隠居後に島津家が召し抱えの予定であったが、この一件で以後構い無しを通告される。鈴木夫妻の町屋敷居住の願い出に対して留守居橋口與三次は、「八官町御屋敷裏地」か「高輪町并御屋敷裏地面」を提案し、寛政五年五月一四日、鈴木夫妻と佐野父子を橋口與三次宅に呼び出し、鈴木夫妻には高輪下屋敷借店裏明地に家作造作及び扶持米代金二七両と年金三〇両支給を伝えた。この一件では、於八百の出自は問題にされていないが、その事実関係の掌握が問題とされた一件といえる。

於八百は寛政一年（一七九九）九月に英姫を出産、文化四年（一八〇七）八月には敬称「殿」を付けられ、文化九年六月には「殿」から「於八百御方」と敬称が改められ、女中も五人付けられる。翌年九月には「御内証様御同様何篇取計」とされ、居所もこれまで春光院（斉宣生母於千萬、文化八年六月に死去）のいた場所、年中表方より渡方も同様の振り合いとされる。藩主生母として、正室に準じた地位とされた於八百は、斉興が文政元年（一八一八）二月一六日に叙任（従四位上左近衛中将）された翌年正月、重豪の命によって「御内証」と称される。

天保四年（一八三三）一月一五日、重豪が死去した際に、その報せは二月二〇日に国元に届く。同日夜、家老・若年寄・大目付・家老座書役等が登城し翌日喪が発表される。鹿児島城の大奥の中心は於八百であった。於八百は広敷番之頭田尻種常をを江戸に派遣して斉宣・斉興らに弔意を伝えている。

（二）お蘭一件

寛政一一年三月二九日、斉宣三男寛二郎（忠公）が生れる。母は継室

丹羽氏とされるが、実母は中根半平正房（若水）娘お蘭であり、享和元年（一八〇一）七月二三日にも祀姫（随姫。佐土原島津忠徹室）を生んでいる。

文化二年（一八〇五）七月二五日付の国元家老宛市田盛常書状には「貴賤共ニ夫婦之間ニ茂離縁有之儀故、被召仕候女中御暇被下候儀、内外共道理相つまり候所ニ而者兎茂角ニ茂御座候得共、少々之不都合位ニ而者可成丈其儀無之方ニ有御座度と者申上候處、其所者勿論 御前御心得被遊候上之御儀と承知仕候」と述べられた上で、お蘭の一件が報告された。以下その経緯を記す。

先年（享和元年頃）お蘭に対して国元への下向を命じたところ、父中根若水が断りを入れてきた。島津家としては、お蘭は故島津久金（重豪代家老、寛政五年五月致仕）養女として島津家に勤め、藩主子女をなしたのであり「都而御家法通取計候事」故に自由にはできないとして、表向留守居から達したところ、「内々者入組相成」、ついには病気で部屋に引き入り、国元行きが延期される。お蘭の病気がすぐれぬ故に、宿元での養生が願い出され、島津家でも中根家が家禄千石で取締りも行き届くため、これを認めて当分在宿させている状況だった。市田は、たとえ全快しても「當大奥江者難被召置、惣女中茂一統不致帰伏詔合茂有之」、といったこのまま在宿させる訳にもゆかず、国元へ遣わそうとすれば永暇を言い出す可能性もあり、その時は暇を与えるとの内慮であると伝えている。ただ「御家法申立、異論之取計ニ致候得者、いつかたへ相聞得候而も非理ニ而者無之事候得共、其通ニ而者別而事立、世上江も相響、却而御家名茂出候事故、當分者先其儘ニ而被差置候」と現状を報告、さらに「當大奥江難被召置詔合者筆紙ニ難書取」と、江戸藩邸大奥のお蘭に対する

空気を国元へ伝え、解決策を何通りでも示して欲しいと述べる。奥向担当家老もお手上げ状態であった。

これに対する二月付二九日付の国元家老返書には、内慮通り暇を与えるしか無いとしながら、一方で先例を調査したことも記し、四代藩主吉貴・五代藩主継豊の妾が、自分の生んだ子女の入った先などへ引越した例は確認できたが、暇を下され縁組した例などは見えず、とする。その上での評議は、お蘭本人に存念無くとも万一両親などの考えで無理に別に婚姻し子供が生れた時など、寛二郎が継室丹羽氏の養いにされても「実者異父御兄弟之御統に茂相當り、先方軽キ向ニ茂候者、御不相當之筋ニ茂可御座」と、格に関わる点に懸念を示す。寛二郎については「外々様江御養子之 思召者不被為在旨、先年 御沙汰被為在候」と、齊宣には寛二郎を他家の養子とする考えは無いとしながらも、もし拠る所ない理由で養子に入る場合国主になりうるので、その場合支障があるとする。結果、当分今の状態で、時節をもつて下屋敷などに家作して一世不如意なく宛行うことはどうか、先例も無いとして、お蘭に暇を出すことについては婉曲に否定の回答を示している。

お蘭一件に関して記録所へも先例調査が依頼されていた。文化元年から四年にかけて「御子様御出生之御實母御暇被下候一件」を記録所で一冊にまとめたものがある。文化元年（一八〇四）一月一日付記録奉行等連署の調書には、吉貴側室で再興された越前島津家祖忠紀生母の郷田氏お幾、同じく今和泉島津家祖忠卿生母の近藤氏お坂、継豊側室で島津奎久峯の生母伊地知氏おはんについて、いずれも自身の生んだ子と居所を共にした先例が報告される（二代藩主光久の妾の事例詳細は不明とされる）。記録奉行等は文化四年四月朔日付の調書で、藩主子弟の実母で、

実家が他所で島津家臣養女になった者の永暇に関する問題検討を命じられても、その実例が無いとしながら吟味し、年齢により永暇の女性が再婚して出生の場合の懸念を示している。

結局この年七月一七日付でお蘭の永暇・島津久金(嘯山)養子違変について市田盛常から国元家老へ通知された。記録所がまとめた関係書類¹⁰⁾中、五月付中根若水・傳七郎連署願書では、暇以後、訴訟がましいことやねだりがましきことをせず、仮にお蘭が他家に嫁し子女をなしても異父兄弟の申し立てや出入りをしないことなどを誓約し、かつ手当金六百両が請求されている。六月にこの手当が支給され、お蘭も含めて連署の請書が提出され、これが「根切之証文」とされた。自ら離縁にもち込んだお蘭、一時金を目論んだ中根家に対して、外聞に掛からぬことを優先して処理された一件であった。旗本子女との婚姻では、島津家の家法も通用せず押し切られた形である。

本件では、藩主子女を生んだ側室に暇を出した場合に懸念されたのが再婚後の男子出産であり、「誰が父親か」が問題とされたことを示す。また従来島津家では、側室が藩主子女をなし、その子が養子に出された場合に、その養家に迎えられる事例はあっても、永暇を出され他家へ再婚する事例がほぼ無かったことも確認できる。

(三) 子女の縁組

斉宣嫡子憲之助は、寛政七年(一七九五)四月「虎寿丸」に改称、世嗣に定められ、幕府には年齢を七つとして報告された。嫡母は佐竹氏とされ、嫡子届けの上は江戸出府が求められるが、幼年で長途旅行が難しいことを理由に、暫く鹿児島に留まることを老中に申請し許可される。江戸に赴くのは寛政九年正月晦日、江戸には四月一三日に着くが、東御

殿に入るところ幼年のため中奥に入ったことが国元へ報されている。¹¹⁾一方、寛政七年四月二日には、松平治郷(出雲松江藩主)の娘富姫と縁組願が提出され(国元には五月報告)、六月には「御縁女様」富姫の名順が若殿(五月に虎寿丸は「若殿様」と称される)の次とされたが、結納を済ませる以前、寛政二年三月に富姫の死去が伝えられる。¹²⁾このため同一三年正月に鳥取藩池田家の治道娘彌姫との縁組が許可される。享和二年(一八〇二)一月九日、元服して又三郎忠温と名乗り、文化元年(一八〇四)一〇月四日、正式に元服し、諱を斉興、従四位下侍従に叙任された。「御縁女」彌姫については島津家が引取り婚姻を整えることとされ、文化四年六月二八日に彌姫が入部、同六年四月二八日に婚姻、以後「若御前様」と呼ばれる。¹³⁾

寛政七年(一七九五)二月二八日、長女操姫が誕生する。実母は須山則勝娘喜代。寛政八年三月一九日には、操姫と池田治道(因幡鳥取藩主)嫡子銀之進(昭邦・齊邦)との縁組内約がなされ、両敬となり、五月には許可を受けている。¹⁴⁾しかし縁無く終わったのであろう、操姫は文化二年(一八〇五)九月六日に継室丹羽氏養女とされ、同六年九月に近江膳所藩主本多康禎と婚姻、年金三百両が支給されている。¹⁵⁾

寛政九年三月一八日、鹿児島では、御年寄格の島津久健娘寿賀が女子於隣を生み、同年六月には於隣が種子島久柄嫡子鶴袈裟(久道)に入興する。文政一二年(一八二九)五月、久道が嗣子無く没した後、種子島家側から島津氏本宗家に対して、藩主子女の養子成も内々に打診されていくが該当者なく、天保一三年(一八四二)に斉宣庶子久珍が「種子島伊勢(久道)名跡」を相続するまで、於隣は引継ぎ種子島家の家政に当たる。¹⁶⁾

享和元年（一八〇二）七月に誕生した祀姫（実母お蘭）は、その後随姫に改名、江戸に上り高輪邸にも一時滞在していたが、文化四年三月、伊予宇和島藩伊達村壽嫡子兵五郎への縁組が内談され、六月に許可されたが、兵五郎が翌年死去したため、九月には破談が周知される。この直後、一〇月には佐土原島津家忠持嫡子護之助（忠徹）と再び縁組する。

齊宣子女で、最も多く改名をしたのが六女の於長だった。享和二年七月一八日に鹿兒島城大奥で、青木盛皎娘を母として生れる。一〇月二日には、島津太郎次郎（佐多久福）と縁組したが、文化一〇年（一八一三）一二月に取り消され長姫様、翌年二月に聡姫に改め、八月二七日に鹿兒島を發ち、十一月六日に江戸に着く。同一二年一月に苗姫と改め、一四日に水野忠韶養子忠篤（毛利治親・斉房弟）と婚約する。しかし忠篤は文化一三年八月に死去、水野家には忠実（酒井忠徳二男）が養子に入り、この年一二月に重豪養女とされた於並（苗姫より一年年長）が同一五年に婚姻する。苗姫は、文政二年（一八一九）六月に立花鑑壽婿養子で夫人（鑑壽長女登勢子）を文化一四年三月に喪っていた鑑賢と婚約するものの、文政三年一〇月破棄される。理由は「御内々無御抛儀有之」、双方熟談の上とされた。同六年一二月、この年養父正権より陸奥白河藩主を相続した阿部正篤と婚約、聡姫に改名、同一〇年七月に聡姫に改める。

文化三年二月、青木氏（琴）・荒田氏（多津）・林氏（伊尾）がそれぞれ出産する。多津が二月八日に生んだ啓之助（久彰・忠剛）は一〇日には花岡島津家久賢養子とされたが、文化一一年四月に重豪の命で同家を辞去、八月に聡姫と同道し江戸に向かい、後に今和泉島津家の忠喬養子とされ、文政八年四月に鹿兒島に帰着し六月に今和泉邸に入っている。

の實子に後の徳川家定御台所となる篤姫が生れることになる。

齊宣は文化四年三月に帰国の許可を受けたが病のため延期、九月六日に江戸を發ち一〇月二三日に鹿兒島に着く。前年の琉球使節（謝恩使）引率の功により、文化五年の参勤時期は六月中とされる。文化二年に「亀鶴問答」を著し、従来の重豪の政策に批判的な立場を強めていた齊宣といわゆる近思録派の動きが活発化するが、同五年には一連の処罰者を出し、再び重豪の藩政介助再開・国政復帰、さらに同六年六月には齊興が襲封する。

（四）隠居齊宣と子女

隠居させられた齊宣は文化一一年六月一八日、白金邸に移る。同一四年一二月、総髪して溪山と称した。文政二年に大崎に移る話もあったが頓挫し、結局重豪死後高輪邸に移っている。

隠居以後に生れた子女では、早世した者を除き閑姫・定毅・春姫・久珍・寵姫があり、久道死去後異母姉松寿院（於隣）が家政を取り仕切っていた種子島家を相続した久珍以外、大名家との縁組である。文化九年正月に佐藤氏を母として生れた閑姫と松平（戸田）光庸（信濃松本藩）の縁組希望は、松平楽山（定信）からの申し入れでまず閑姫が楽山方に引越、年末には正式に許可される。文化九年に隠居した松平定信との関係では、文政元年から五年頃の重豪との交流や、文政三年から五年に齊宣もしばしば定信の築地邸を訪問していることが紹介されている。余談ではあるが、従来、文化朋党事件前後の時期以外、特に隠居以後の役割などが等閑視されてきた齊宣について、近年改めて注目されるようになっており、藩主としての活動と共に、江戸に滞在を続ける齊宣と幕府大奥の頂点にある広大院との関係などについて研究が深められている。

さて縁組はしたものの、閑姫と光庸は「未御婚姻不被為整候」内に、
文政二年（一八一九）八月には戸田家の所帯向が「極御難渋二付」断り
がなされ、熟談の上、離縁となった。以後同家は「御近親様」の扱いで
はなくなるが、「御両敬様方御同様」の振り合いが通知されている。

四 一〇代藩主斉興の縁組と茂姫・郁姫

(一) 正室池田氏と側室

寛政一二年（一八〇〇）一〇月、斉興へ池田斉邦（因幡鳥取城主）妹弥
彌姫（周子）との縁組内談、引結の報せがある。寛政一三年（享和元）
正月には、前年一二月付に江戸で作成された彌姫続書「御縁女様御続
書」が国元の記録奉行に下げ渡されている。また同年正月に幕府の許可
も受けている。

斉興との間には、世嗣斉彬の他に斉敏・祝姫など5人が生れるが、彌
姫は文政七年八月一六日に死去する（賢章院）。斉興の側室は関根氏、岡
田氏（於遊羅）、西氏が確認できる。また子女は早世した者を除き、一時
種子島家養子とされた後に越前（重富）島津家を継いだ忠教（久光）の
他は大名家に縁組している。父斉宣の子女で養女とされた於郁・勝姫・
春姫がいるが、特に於郁は近衛忠熙との縁組により、茂姫に続き近世後
期の両家を結ぶ存在となる。

(二) 近衛忠熙・中郁姫

斉宣七女の於郁（郁姫・興子）は、文化四年（一八〇七）三月五日、側
室青木氏（琴）との間に生れ、一五日に加治木島津家省之進（久徳。今
和泉島津忠厚長男・久徴養子）との縁組が命じられている。

一二月付の頼娃信濃久喬の通達では、お郁実母は琴（青木氏）ながら、

思召によって母を伊尾（林安右衛門昌世妹）とする旨通知されている。ま
た文化八年一二月の実母調査報告でも「於郁殿」の実母は青木盛旻娘の
こと（琴）だが、伊尾出生の筋とされている。

近衛家との縁組は、近衛家久・中郁姫・満姫が相次いで亡くなって以
来は無かったが、その関係は継続していた。藩主斉興襲封直後に再度の
藩政介助を幕府に認められた重豪が、文化八年一〇月、有馬温泉に赴い
た際に、有馬から伏見、宇治万福寺参詣後、一九日に近衛基前邸を訪問
しており、同一〇年八月の重豪帰国に際しても、事前に「由緒も有之」
と藩主斉興を通じて幕府への許可を申請している。

文化十一年（一八一四）六月二四日、翌年の日光社参（家康廟二百回
忌）後に予定された近衛家の江戸参向に関して、芝・高輪藩邸への来臨、
旅宿への重豪らの訪問などは当時「格別御近キ御間柄ニ而無之候而者不
相済御模様」のため表向は難しいこと、このため近衛家から御台所茂姫
への依頼などについて、近衛家人木村右京・立野大和介らへ打診・協
議され、近衛家からは茂姫への連絡など回答を得ている。翌年四月一七
日の日光法会に甘露寺大納言国長（規長孫）が参向し、芝・高輪邸控と
されたため、島津家との統合（松平榮翁亡妻甥）が三月には提出され、
五月には藩邸を近衛基前らが訪問、以後重豪が近衛基前や甘露寺国長ら
の旅宿を訪問しており、茂姫からも女使が派遣されている。なおこの文
化一二年参向を先例にして、同一五年二月二七日にも甘露寺国長の高輪
（重豪）・白金（斉宣）邸招待について幕府に申請されている。

於郁はこの年五月、重豪の命により、加治木島津家から「御取返」と
され「殿」から「様」付とされ、六月には郁姫様と称され、七月八日
には藩主斉興養女とされた。「近衛様御縁与内定」のためであり、七月

一八日には辰君（近衛忠熙）縁組の願書が提出され、重豪の意向で来春の上京が指示されている。このため、文化一三年正月には重豪から近衛基前・辰君宛の年賀がもたらされているが、「続編島津氏世録正統系図」二十五代重豪第百十所収の註には「右者当年より始而 御書可被進旨被仰出、右通被進候事」とあり、縁組により一層親密に挨拶がなされるようになったと推察される。四月にも辰君元服の祝儀が重豪からなされ、四月一五日には郁姫が近衛邸に入り「郁君」の名が進められている。

この状況で、郁君の実母について、従来林氏（伊尾）とされていたものを、重豪の意向で内実通り青木氏（琴）とするように同年六月に通達される。この事情は判然としないが、実母変更は近衛家側から実母の問合わせがあったこと、伊尾には子細があり国元でも「御本丸江茂出入等被差留置」状態であること、以後林氏との所縁は無いこと、幕府へは林氏娘と届けているが、都合次第青木氏に直す予定であることなどが国元に確認され、七月に記録奉行へも後年間違えぬよう記録が命じられている。

近衛基前は文政三年（一八二〇）四月一九日死去する。京都留守居から忌掛の人名や法号、中陰の日割などが通知され、簾中徳川氏（維君）尾張徳川家宗睦養女）が雑髪し維学心院と称したことなど近衛家用人からも通知される。この続書には「御縁女」郁君、「妹」には將軍御台所茂姫が記されている。近衛家にとり島津家は助力を期待できる存在であった。同年八月には「近衛様御事、御助力等ノ儀故左府（基前）御在世中通可被成進旨」が通達されている。

忠熙と郁君の婚姻は文政八年二月六日に行われた。伯母茂姫（天保一五年一月一〇日死去）と共に、嘉永三年（一八五〇）三月二九日の死

去まで郁姫（興子）は島津家と近衛家の縁を取り結んだ。後に嫡子近衛忠房も島津家との縁を重ね、斉彬養女貞姫を迎えている。

（三）叙任と茂姫

文政六年（一八二三）三月一四日、留守居が老中水野忠成に呼ばれ、二八日に茂姫が吹上の庭から徳川（一橋）斉礼の神田橋邸に赴く際に重豪も参上する旨通達される。当日高輪から一橋邸に赴いた重豪はその感激を度々書状に認めている。当日八つ時に帰宅し溪山（斉宣）以下子・孫一同に詳細を語った際に、特に斉宣は「別而此度の義を願居候得共、及かたき御事と存切罷在候事故、一かたならず難有かり、感伏仕り一向頭も上か候仕合に御座候」と書かれており、茂姫と斉宣の関わりを窺わせる。

天保二年（一八三一）一月一八日、重豪は従三位に叙された。隠居後の藩政介助や徳川將軍家との関係（「御由緒柄別段之訳」）が理由とされている。この前年には重豪の参議昇進内願がなされている。斉興や斉宣から、島津家の旧例（初代藩主家久は従三位）や徳川家との由緒を理由に年末の昇進が近衛家に打診されたものだが、近衛家からは剃髪以後の任官は難しいこと、位階については表だつては難しいものの検討・実現の可能性を示唆されている。近衛家を通じて、茂姫と朝廷への内々のルートを期待したものといえる。

島津家の官位については、藩祖家久の従三位は例外として、従四位上中將が極位極官とされていた（正徳四年（一七二四）琉球兩使引率の功により正四位下に叙された吉貴を除く）。重豪は隠居ながらこの格を破ったのである。しかも、以後天保十一年二月四日には隠居斉宣も正四位上、斉興は天保九年二月五日には参議とされ、前後して天保三年閏一月二

日と一三年一二月朔日に、琉球謝恩使と慶賀使引率の功として正四位下から正四位上とされ、以後重豪同様の三位に執着する。齊宣の昇進については「御統柄二付格別之思召」によるものである。また齊興の事例では、天保三年一月二日の正四位下については、琉球国扶助や今回の使者参府が理由に挙げられている。天保九年一二月五日の宰相叙任は、前年の家慶の將軍就職をうけて三家方など統柄の面々に格別の昇進が命じられた際「当時御由緒」もあり、特に大御所家齊の思召によりなされたもので、家格にはならないとされている。また天保一三年（一八四二）一二月朔日の正四位上昇進については「出格之以思召」命じられたものとある。齊興嫡子齊彬は、天保五年一月一六日に左近衛権少将に転任（文政七年二月二五日従四位下侍従）する（25歳）。島津家では家督相続の段階で少将となる先例が多い。年齢では重豪や齊興の13歳、齊宣の14歳に比べて早い段階の任官ではないが、家督相続以前である点でこれも「御台様より厚御願も有之二付而、格別之思召を以」昇進を命じられたものとされる。

おわりに

近世島津氏本宗家（島津忠良の系統である相州家・伊作島津家の系統）の縁組はどのようなものだったか。島津家は外様大名であり、関ヶ原合戦での徳川家への敵対もあり、結果として徳川家やその他の大名と積極的に関係を結ばなかった、という理解でよいのかという素朴な疑問である。婚姻で見た場合、なるほど近世初期の家久や光久のように、選択の余地の無い場合があった。しかしそうせざるを得なかった状況、その置かれた歴史的・または社会的状況の分析は意味があると考えられる。

正室が江戸藩邸にあって一定の役割を果たした事例は、光久継室平松氏や綱久室松平氏に見ることができる。奥向きにおける正室の果たした役割は勿論であるが、光久継室や綱久、綱貴、吉貴、継豊初室との婚姻により大名・旗本や公家などとの交際と親戚としての関係は深められた、特に綱貴や重年の死去における事例や、藩主在国の際など緊急時などにおける相互補助的關係を窺うことができる。吉貴室松平氏や継豊室毛利氏の代には、天英院との関係で幕府大奥のルート確保につながり、これは継豊継室竹姫により継続強化されることになる。

重豪の代において、大名家との両敬事例が表れ、増加する。また何ととっても茂姫と一橋家の婚姻により、結果として將軍御台所の実家となった点は特筆される。島津家における男子の大名家への養子成も重豪以降のことであり、縁組の件数、広がりとは従来に無いものとなる。

ただ子女の大名家との縁組は、確かに重豪以前は多くないが、家久が求めた徳川一門との関係は、久松松平家との関係を中核として、重豪の時代には相当の範囲に及んでいったことも事実である。子女の養子成についても、はじめは藩内諸家へ、それでも子女の行先が不足するようになったから次第に大名家へ、といった話ではない。特に近世初期における垂水島津家や新城島津家をはじめとして、特に有力家臣家の継統の面から本宗家子女は一定の役割を果たしていた。吉貴の場合には藩内の家格確立過程と併せて、一門家の再興や縁組を捉えることができる。また重豪の場合には、父（久門・重年）と自らが当主であった加治木島津家やその関係からと思われる今和泉島津家への積極的関与も見られる。また、齊宣や齊興の子女も大名家や有力家臣家へ縁組しており、長らく江戸に隠居した齊宣とこれらの家々との関係などを含めて、その

経緯や影響などは今後の検討課題であろう。

正室の実子が本宗家家督を相続した事例は少ない（光久の生母は正室扱いされる。また綱貴は綱久正嫡だが、綱久は相続前に死去する。重豪は父重豪が加治木家当主の時に生れた。他には斉彬の例がある）。側室（妾）の果たした役割も確認する必要がある。藩主側室とその実家など関係の勢力が藩政を左右するような事態は無くとも（勿論抜擢されて一定の家格上昇や役職就任の事例を指摘できるが）、藩主・嫡子生母は重んじられた。側室の位置づけが大きくなると考えられるのは綱貴の代であり、国夫人とされた吉貴実母二階堂氏や、継室扱いとされた江田氏が確認される。

光久を除き、側室の実父の名は『島津氏正統系図』などで確認できる。多くは薩摩藩家臣からであるが、出自の基準は不明である。18世紀後期以降、徳川將軍家における側室が旗本の娘から選ばれる動き⁽¹⁾のように、島津氏本宗家における変遷が重豪以降の斉宣・斉興代に確認できるとは言い切れないが、出自を武士身分に限定させるような施策を現在確認できない。本稿で扱った重豪側室於登勢（市田氏）の父は大坂藩邸の足軽であり、また斉宣実母於八百（鈴木氏）の父は浪人である。

側室の出自に関する記録類が残されたのは、藩主子女とその実父母の詳細な情報掌握が記録所などで意識的に行われるようになった結果とも考えられよう。系譜意識の重要視されていた時代に、これらの情報がどう扱われて、また生母への認識がどのようなものであっただろうか。ともあれ、藩主の生活拠点が江戸中心となる中で、例えば大名家奉公に関わる思惑が働いて側室の情報に混乱を招いた於八百一件、鹿児島への下向を拒み永暇を願った旗本の娘お蘭一件のように、従来の島津家の慣習に抵触する場合も生じてきたのである。

註

(1) 拙稿「近世島津氏の縁組―重豪以前―」（黎明館企画特別展図録「島津重豪―薩摩を変えた博物大名―」所収、二〇一三年）。なお「島津氏正統系図（全）」（島津家資料刊行会発行、一九八五年）の如く、一般に重豪の代数は二五代とされるが、本稿では藩主代数で示す。また諱については初名・中名を（ ）に示す。

(2) 三代藩主島津綱貴の娘龜姫は、元禄四年（一六九二）一〇月「高輪御前様」（陽和院）の子とされる（『鹿児島県史料 旧記録追録』以下「追録一」の一の二三三三三号）。綱貴宛の元禄一〇年（一六九七）二月一五日付陽和院書状（「追録一」の二の八号）には「われわれはしめ子たちへめいめに祝義たまはりめてたく」「ここ元二ても両（高輪・芝）屋敷一もん中何もかはる事なく候」と記され、藩主不在の江戸藩邸における陽和院の立場を表わしている。同一年七月二一日、国元に着いた吉貴宛の陽和院書状（「追録一」の二の七六三三号）には、江戸両屋敷の様子、特に「お龜」（龜姫）や「おみつ」（満姫）のことが記され、これら江戸藩邸内女子への陽和院の関わりが大きいことを示している。また真修院については小林輝久彦「ある大名家の離婚―島津綱貴と吉良義央女鶴子の場合―」（『大倉山論集』第五七輯、二〇一一年）参照。

(3) 得能通昭「通昭録卷之四編年記稿卷之二」（『鹿児島県史料集』第五二集所収）には、宗信が寛保二年（一七四二）三月一五日や四月二日に尾張家へ「御見舞」し、翌年二月二五日にも尾張邸に入った記事がみえる。

(4) 後に本宗家二男家の花岡島津家祖となる。吉貴との関係や花岡島津家創設の経緯などについては、拙稿「島津吉貴の時代」（『黎明館調査研究報告』第二一集、二〇〇八年）。なお江田氏実家の掌握が記録所でなされたものか、「御記録所調査并諸書附目安」（東京大学史料編纂所蔵島津家本）二九番の中

に、宝暦六年五月六日付で信證院父に関する「江田五兵衛国重親族之系図」一冊が作成保管されていたようである。

(5) 光久の庶子実母は、「島津氏正統系図(全)」には「家ノ女房」、「寛政重修諸家譜」巻第百八の嶋津氏系図には「某氏」と表記される者が多い。

(6) 拙稿註(4)・「島津家由緒」と薩摩藩記録所(「黎明館調査研究報告」第二五集、二〇一三年)。

(7) 内々に吉貴側室名越氏(於須磨)名跡及び吉貴隠居跡とされた。拙稿

「島津氏一門家の創設」(「黎明館調査研究報告」第二一集、二〇〇八年)参照。

(8) 婚姻は宝暦五年一二月(「追録」五の一七六三号)。黒田重政室。宝暦一二年七月に重政と死別し、真舎院と改称した。その女子は重政の父継高の養女として、徳川宗尹五男治之(宝暦一三年に継高養子として黒田家を相続する)の室に定められていた。但し婚姻以前に早世する。

(9) 庶子久峯(知覧の私領主佐多家を相続)・定勝(入来院家相続)の場合、儀礼の場ではその身に限り特別に扱われている。註(7)拙稿参照。

(10) 於菟・信解院。生母は信證院。定喬を生んだ後、松平定英とは離別する。

「追録」五の一七九一・一七九二・一八〇〇・一八〇五号。

(11) 「追録」五の二二五三・二二九六・二三二八・二三二九・二四三〇号。

(12) 「鹿児島県史料 薩摩藩法令史料集」(以下「法令」)五一七四号。

(13) 「追録」六の七三九・七六〇・七六一・七六三号。

(14) 「御親類并御由緒柄」(「法令」三六四一号)。別表として掲出する。なお重豪代以後の縁組については、例えば芳即正「島津重豪」(吉川弘文館人物叢書、一九八〇年)、山本博文「徳川將軍家の結婚」(文春新書、二〇〇五年)、栗林文夫「甦る島津の遺宝」かこしまの美とこころ「展示への招待」黎明館企画特別図録「甦る島津の遺宝」かこしまの美とこころ(二〇一〇年)参

照。

(15) 室は忠厚娘。越前島津家忠貫の養子は、享和二年(一八〇二)一〇月に忠公弟の武五郎とされていたが、文化六年(一八〇九)六月に「御取返」とされている(但し「殿」付のまま。「追録」七の六七六号。「法令」六二三六・六二六二号)。忠公は、実母中根氏(お蘭)が国元への下向を拒み、文化四年八月には永暇を出された後、同六年四月には、翌年春の鹿児島下向を予告された(「法令」六二二五号)。これにより忠公は鹿児島へ下向するが、その理由は「御上気御強」くその養生のためとされた(「法令」六二八三号)。帰国後四月に忠貫の養子とされ、江戸でもこのことは報告されている(「法令」六二八三・六二八八・六三〇八号、「追録」七の一〇八九・一一三三号など)。

(16) 於隣(松寿(樹)院)・久珍については拙稿「種子島家譜小考(二)」(「黎明館調査研究報告」第一四集、二〇〇一号)参照。

(17) 普之進。文政八年(一八二五)、初め種子島家養子となるも違変、文政一〇年忠公養子、元服して忠教。天保一〇年(一八三九)家督相続、文久元年(一八六一)同家を辞す。「鹿児島県史料 旧記雑録拾遺家わけ」八の宮下満郎氏解題参照。

(18) 齊宣庶子武五郎は一時越前(重富)家養子とされるも違変、また泰之進・範之進が宮之城家養子、謙次郎が垂水家養子、於寶が肝付家、於幹が今和泉家に養われるもの夭逝している。久珍と種子島家の家格については拙稿註16別記「近世種子島家の家格について」参照。

(19) 「追録」六の三四四・三四六・三六五号。

(20) 「追録」六の六四一・六四二・六五五・六六二・六六四・六六五・六六八号。

(21) 「追録」六の六七〇・六七一号。

(22) 「追録」六の六八二・六八四・六九二号、「法令」五一八五号。